



2026年6月24日

各 位

会 社 名 株式会社サーバーワークス
代 表 者 名 代表取締役社長 大石 良
(コード番号：4434 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員 大川 敏昭
TEL. 03-5579-8029

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年7月24日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 18,224株
(3) 発行価額	1株につき 1,906円
(4) 発行総額	34,734,944円
(5) 割当予定先	取締役 2名 6,206株 監査等委員である取締役 3名 3,335株 執行役員 3名 2,832株 従業員 12名 5,851株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）の業績に対する責任の明確化、取締役報酬に関する透明性を高めることを目的として、取締役に対する報酬制度を見直し、その中で、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2022年5月27日開催の第23回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間30千株以内とし、その金額を年額60百万円以内とすること等につきご承認をいただいております。

そのうえで、当社は、2025年5月28日開催の第26回定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役についても、株主の皆様との利害共有意識を醸成すると共に、企業価値の毀損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保することを目的として、当社の監査等委員である取締役に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を付与することとし、支給する金銭報酬債権の総額を年10百万円以内、発行又は処分される株式の数を年5,000株以内とすることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、当社の執行役員及び従業員に対しても、譲渡制限付株式を交付する制度を導入しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役2名及び監査等委員である取締役3名（以下、併せて「対象取締役」といいます。）、並びに執行役員3名及び従業員12名（譲渡制限付株式の交付対象者である当社の執行役員及び従業員を、「対象執行役員等」といい、対象取締役と総称して、「本付与対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、各本付与対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計34,734,944円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式18,224株を発行することを決議いたしました（ただし、監査等委員である取締役に対する支給額は監査等委員である取締役の協議により決定しています。）。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と本付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

① 対象取締役の割当契約における譲渡制限期間

対象取締役は、2026年7月24日（払込期日）から当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式A」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 対象執行役員等向けの割当契約における譲渡制限期間

対象執行役員等は、2026年7月24日（払込期日）から、2030年7月24日までの間、割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式B」といい、本割当株式Aと併せて、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

① 対象取締役の割当契約における譲渡制限の解除条件

対象取締役が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式Aの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場

合には1とする。)に、本割当株式Aの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Aにつき、譲渡制限を解除する。

② 対象執行役員等向けの割当契約における譲渡制限の解除条件

対象執行役員等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員若しくは従業員又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において対象執行役員等が保有する本割当株式Bの全部につき、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員等が譲渡制限期間中において、雇用期間満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の執行役員若しくは従業員又は当社の子会社の取締役、監査役若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を48で除した数に、本割当株式Bの数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式Bにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本付与対象者が当該時点において保有する本割当株式数の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,906円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上